

保育補助者を雇われている皆さんへ

保育補助者 雇上支援

～保育補助者の雇い上げに必要な費用をお貸しします～

募集期間

第1期

平成30年5月1日～6月29日《必着》

(平成30年4月1日以降、新たに雇い上げを行った事業所等が対象となります。)

第2期

平成30年10月1日～11月30日《必着》

(平成30年7月1日以降、新たに雇い上げを行った事業所等が対象となります。)

目的

保育所における保育士の業務負担を軽減し、保育人材の配置の強化を図る。

貸付額等

- ・各園1人限り
- ・年額295万3千円以内(無利子)
※なお、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額221万5千円を上限に加算することができます。
- ・期間は保育補助者が勤務開始した日から3年間
- ・連帯保証人が1人必要です。



返済免除

保育補助者を採用後、当該保育補助者が貸付期間中、または貸付終了後1年の間に、保育士資格を取得した場合は、貸付金の返済が免除されます。

お申込み方法等については、茨城県社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部(人材自立育成担当) ☎ 029(350)8366

